

2023年1月9日

武藏大学
研究不正行為調査委員会御中

大内裕和

武藏大学研究不正行為調査委員会から求められていること（2022年12月19日付「要望書」に対する回答）に対して、以下回答する。

1 (1) に関して

①の「(日本学生支援機構は) 2004年以降、回収金はまず、延滞金と利息に充当する方針を続けています」については、2004年の独立行政法人日本学生支援機構ホームページに「返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息（第二種奨学金のみ）、最後に元金の順になります」と掲載されている（①-1）。

平成19年度（2007年）の独立行政法人日本学生支援機構「第二種奨学金 返還のてびき」にも、「返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息、元金の順になります」と記載されている（①-2）。

②の「2010年度の利息収入は232億円については、独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報 平成22年度」44頁の「損益計算書」に「学資金利息 23,287,982,142（円）」と記載されている。

③の「(2010年度の) 延滞金収入は37億円に達します」については、独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報 平成22年度」44頁の「損益計算書」に「延滞金収入 3,712,973,717（円）」と記載されている。

④の「これらのお金の行き先は経常収益」については独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報 平成22年度」44頁の「損益計算書」に「学資金利息 23,287,982,142（円）」と「延滞金収入 3,712,973,717（円）」の上位項目として「経常収益」と記載されている。

⑤の「2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円」については、独立行政法人日本学生支援機構「平成22事業年度 事業報告書」16頁に

「1,176,467 百万円」と記載されている。

⑥の「(2010 年度の) 年間の利払いは 23 億円」については、独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報 平成 22 年度」46 頁の「キャッシュ・フロー計算書」に「その他利息の支払い額 2,276,113,618 (円)」と記載されている。

⑦の「約 5 万 5000 件」については独立行政法人日本学生支援機構「平成 22 事業年度 事業報告書」22 頁の「平成 22 年度における回収委託（早期化分）に「55,731 件」と記載されている（⑦—1）。

「2 社」については「平成 23 年行政事業レビューシート」の 3 頁に「日立キャピタル債権回収（株）」と「エム・ユー・フロンティア債権回収（株）」の 2 社が記載されている。なお、「平成 23 年行政事業レビューシート」は平成 23 年 9 月 30 日に公表されており、3 頁に記載されているのは平成 22 年度の内容である（⑦—2）。

⑧の「16 億 7000 万円」については、文部科学省高等教育局学生・留学生課「(独) 日本学生支援機構(JASSO) 奨学金貸与事業の概要」の 44 頁「奨学金貸与事業の組織体制と外部委託」に「1,677 百万円」と記載されている。

⑨の「1 億 400 万円」については、文部科学省高等教育局学生・留学生課「(独) 日本学生支援機構(JASSO) 奨学金貸与事業の概要」の 44 頁「奨学金貸与事業の組織体制と外部委託」に「104 百万円」と記載されている。

⑩の「2014 年度の利息収入は 378 億円」については独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報 平成 26 年度」50 頁の「損益計算書」に「学資金利息 37,804,001,828 (円)」と記載されている。

⑪の「(2014 年度の) 延滞金収入は 41 億円」については独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報 平成 26 年度」50 頁の「損益計算書」に「延滞金収入 4,068,193,322 (円)」と記載されている。

⑫の「利息と延滞金で年間 419 億円（2014 年度）」については、⑩の 378 億円と⑪の 41 億円を足し、 $378 \text{ 億円} + 41 \text{ 億円} = 419 \text{ 億円}$ となる。

⑬の「これらのお金の行き先は経常収益」については独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報 平成 26 年度」50 頁の「損益計算書」の「学資金利息

37,804,001,828（円）」と「延滞金収入 4,068,193,322（円）」の上位項目として「経常収益」と記載されている。

⑭の「利息の大半は財政融資資金という政府から借りたお金の支払いに充てられます」については、利息を付して貸与を行う「第二種奨学金」の資金調達が、財政融資資金の借入によって行われる制度設計となっていることが挙げられる。文部科学省高等教育局学生・留学生課の「(独)日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要」(平成24年5月)の14頁には「有利子奨学金事業」の「事業費」の大半が「財政融資資金」であることが明記されている(⑭-1)。

また、財務省理財局「財政制度等審議会 財政投融資分科会説明資料 独立行政法人日本学生支援機構(平成25年10月23日)」の1頁に、有利子奨学金の事業費の大半を財政融資資金が占めていることを示すデータが出ている(⑭-2)。

そして同資料の2頁～3頁に「一方で、機構に対する財政融資資金の貸付残高は年々増加し、24年度末現在では約4.5兆円に上っている。財政融資資金の償還確実性の確保を図る観点から、文部科学省及び機構においては、回収努力を厳格に継続していくことが求められ、これまで行ってこなかった体系的な延滞の要因分析とそれを受けた対応策、また次の論点2にあるような学校の公表など、更なる回収強化の取組が必要であると考えられる」と記載されており、回収強化の第一の目的が財政融資資金の償還(返済)であることが明記されている(⑭-3)。

それから、独立行政法人日本学生支援機構「平成26事業年度 決算報告書」には「借入金等利息償還」の決算額が「36,898,241,146（円）」と記載されており、「2014年度の利息収入378億円」の大半を占めていると判断できる(⑭-4)。

⑮の「もう一つのお金の行き先が、資金を貸し出している銀行とサービサーです」に関して、「銀行」については、独立行政法人日本学生支援機構「JASSO年報 平成26年度」の52頁「キャッシュ・フロー計算書」の「その他利息の支払額 725,924,350（円）」と記載されており、2014年度の銀行への利払いを示す(⑮-1)。

「サービサー」については、「平成27年度行政事業レビュー・シート」(平成26年度の事業に係るレビュー・シート)の5頁に「日立キャピタル債権回収(株)」の「126百万円」、「エム・ユー・フロンティア債権回収(株)」の「104百万円」と、それぞれのサービサーへの支払いが記載されている(⑮-2)。

⑯の「2012年度の債権回収業務を担当した日立キャピタル債権回収株式会社は21億9545万3081円を回収」については、山本太郎「奨学金に関する質問

主意書」（平成 25 年 11 月 11 日）三頁に、「二〇一二年度、奨学金の延滞債権回収業務を受託した日立キャピタル債権回収株式会社は二十一億九千五百四十五万三千八十一円を回収し」と記載されている。

私は山本太郎議員の質問主意書の作成に関与しており、その際に、三宅勝久氏の文章「若者の借金奴隸化をたくらむ『日本学生支援機構』」（奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』第 2 章）に掲載された数字を参照している。

もっとも、『奨学金が日本を滅ぼす』の執筆においては、既に必要な点をまとめた山本議員の質問主意書が手元にあったことから、これを直接の参考にした。

⑯の「1 億 7826 万円を手数料として受け取っています」については、山本太郎「奨学金に関する質問主意書」（平成 25 年 11 月 11 日）三頁に、「一億七千八百二十六万円を売り上げ」と記載されている。

私は山本太郎議員の質問主意書の作成に関与しており、その際に、三宅勝久氏の文章「若者の借金奴隸化をたくらむ『日本学生支援機構』」（奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』第 2 章）に掲載された数字を参照している。

もっとも、『奨学金が日本を滅ぼす』の執筆においては、既に必要な点をまとめた山本議員の質問主意書が手元にあったことから、これを直接の参考にした。

2 三宅勝久氏の記事と大内裕和の文章との関連について

三宅勝久氏の記事「奨学金『取り立て』ビジネスの残酷」が掲載された雑誌『選択』は、会員制の雑誌で年間購読制度をとっており、書店での販売は行われていない。また、最初に発表された 2012 年 4 月号の時点では、記事「奨学金『取り立て』ビジネスの残酷」の執筆者は匿名であった。この文章の執筆者が三宅氏であることが明らかとなったのは、三宅勝久氏の文章「若者の借金奴隸化をたくらむ『日本学生支援機構』」（奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』第 2 章）の 104 頁の（注）である。私自身『選択』の記事の存在とその執筆者が三宅氏であることを知ったのは、三宅氏の文章「若者の借金奴隸化をたくらむ『日本学生支援機構』」（奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』第 2 章）が発表された 2013 年 10 月 25 日以降である。大内裕和「教育における格差と貧困—「貧困ビジネス化」した奨学金問題から考える」（奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』第 1 章）の文章を書く時点では、雑誌『選択』に掲載されていた文章の存在、またその執筆者が三宅氏であったことを知らなかつた。

また、大内裕和『奨学金が日本を滅ぼす』は、三宅氏の「若者の借金奴隸化

をたくらむ『日本学生支援機構』（奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』第2章）に依拠したものではないというのが私の主張である。しかし、仮に依拠性が認められるとしても、「盗作・盗用」とはならないと考える。『奨学金が日本を滅ぼす』の参考文献（261頁）に、三宅氏の文章が掲載されている奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房）が掲載されているからである。

研究論文で他の著者の文献を参照したことを示す際には、「引用」あるいは「注」を用いる。三宅氏の文章と私の文章とは全く同じということはないから、三宅氏の文章を参照したことを見た際には、「引用」ではなく「注」を用いることになる。しかし、『奨学金が日本を滅ぼす』は学会誌等に発表される研究論文ではなく、一般読者向けに出版された新書である。新書では一般読者への配慮から、「注」はつけないことが一般的に行われている。『奨学金が日本を滅ぼす』でも版元である朝日新聞出版からの要望に応え、「注」を全くつけていない。研究論文の「注」にあたるものは省略し、参考文献で代用するという作業を行っている。『奨学金が日本を滅ぼす』の参考文献に三宅氏の文章が掲載されている書籍を挙げているから、仮に指摘の箇所に依拠性が認められるとしても、三宅氏の文章の「盗作・盗用」にはあたらないと考える。

3 (2)について

『奨学金が日本を滅ぼす』の事例5については、『奨学金が日本を滅ぼす』執筆中の2016年7月～9月にかけて、奨学金問題に関する講演会・シンポジウムに参加された当事者の発言を忠実に再現している。当事者の発言をメモし、そのメモを元にして原稿化した。

『奨学金が日本を滅ぼす』に事例（1～9）を掲載したのは、「本文の内容をより分かりやすく伝えるために、事例を挙げてほしい」という『奨学金が日本を滅ぼす』の版元である朝日新聞出版の要望に応えたものである。つまり、事例の紹介は研究上の必要からではなく、一般読者向けに本文をより分かりやすく伝えるために行ったものである。

実際、第三章の冒頭に置かれた事例5については、その内容について第三章の本文で詳しく分析することは行っていない。これは事例5そのものを分析対象にはしていないということを意味している。

たとえば、私が専門とする教育社会学の領域において、インタビューそのものを分析対象とするエスノグラフィー研究では、インタビューそのものの記録（インタビューのメモ、録音記録など）を残すことは必須となる。

しかし、『奨学金の日本を滅ぼす』で取り上げた事例5は、事例そのものを分析対象とするのではなく、本文を読者に分かりやすく伝えるためのエピソード

として紹介したものであることから、メモや録音記録の保存などは行っていない。

事例 5 で書かれている内容については、上記で述べたように 2016 年 7 月～9 月にかけて、奨学金問題に関する講演会・シンポジウムに参加された当事者の発言に依拠し、E さんとして紹介したものである。奨学金を利用していた当事者が、自己の奨学金返済の状況について正確に話をすることは難しい。もともと、利用者側の制度の理解が不十分であることに加え、機構の通知や説明はとても分かりにくく、不親切であることが多いため、当事者が、自らが置かれた権利関係について正しく把握し、発言することには困難を伴うからである。そのため、講演またはシンポジウムに参加した奨学金利用者が、その場で自己の状況について話す場合、その時点では、正確な情報が伝わっていない可能性があるのである。

研究者が「当事者の語り」を、読者に分かりやすく伝える事例として紹介する場合には、当事者が直接体験した経験を訴えるリアリティが重要である。私も、E さんについて、その語られる事実のすべてが細部にわたって正確であるか否かよりも、経験のリアリティを重要視して、事例 5 として紹介したものである。

もっとも、事例として紹介する場合にも、「当事者の語り」が「創造」や「ねつ造」でないかをチェックし、信用できる証言かどうかを最低限チェックすることが必要であることはいうまでもない。以下、奨学金制度に照らして事例 5 の内容が不合理ではないことを示し、「実在しない事例を捏造した疑いがある」との主張への反論を行う。

① 当事者 E さんの借入金額

月 5 万円（第二種奨学金）を 4 年間借りるとすると、E さんが借り入れた総額は $5 \text{ 万円} \times 48 \text{ ヶ月} = 240 \text{ 万円 (+利子)}$ となる。E さん本人から借入金額を聞いた。

②返済額が月額約 14,000 円とした根拠となる資料について

返済月額約 1 万 4000 円と、E さん自身から聞いた。

③「元金約 200 万円」と記載した理由（①想定した借入金額からここに至るプロセスについてご説明ください）

E さんの説明による。借入金額は 240 万円（+利子）である。約 3 年間に月額約 14,000 円ずつ返済したとすると、返済総額は約 50 万 4000 円になる。返済の一部は利子の支払いに充てられるから、元金は約 200 万円となる。

④延滞金 10%（後に年 5%）と記載した根拠となる資料について

独立行政法人・日本学生支援機構ホームページに下記の記述がある。

「延滞している割賦金（利息を除く）の額に対して、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成 26 年 3 月 27 日までは年（365 日当たり）10%、平成 26 年 3 月 28 日から令和 2 年 3 月 27 日までは年（365 日当たり）5%、令和 2 年 3 月 28 日以降は年（365 日当たり）3% の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます」

E さんの発言は 2016 年（平成 28 年）のものなので、返済期間を考えれば、延滞金 10%（後に 5%）は筋が通る。

⑤「月約 1 万円を支払っても～」と結論に至った理由とその根拠について

E さんの説明による。事案 5 で「元金 200 万円に利息と延滞金がついている」と記述している。返還期限の猶予が終了して延滞が生じた場合に関しては、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 5 条 5 項は、「学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。」となっている。しかし、日本学生支援機構が、本人の支払能力がない場合にも残元金を一括で請求するケースが多数ある。

したがって E さんの場合も、元金約 200 万円が一括で請求され、その後、これに利息・延滞金が付されていたと考えられる。こうした事例が実際に存在していることについては、奨学金相談の経験豊富な弁護士に確認している。

事例 5 での支払額月額 1 万円の年間の支払額は 12 万円となる。延滞利率が年 10% であれば、延滞金は約 20 万円であるから、12 万円の支払いは延滞金の支払いにすべてが費やされ、元金が減らないことになる。年 5%（約 10 万円）であっても、複数年にわたって延滞金が蓄積されれば延滞金は約 20 万円以上となり、E さんの支払額が 1 万円（年間 12 万円）であれば、その支払いはすべて延滞金の支払いに費やされ、元金が減ないことになる。

以上のように、事例 5 に記載された E さんの体験の内容は、制度に照らして不合理なものではない。これに照らしても、「実在しない事例を捏造した疑いがある」との主張には理由がない。

4 (3) について

日本学生支援機構は返済困難者に対して同様の説明を頻繁に行っている。そのことは多数の返済当事者から同様の証言を聞いたことがある。日本学生支援機構法施行令第 5 条第 5 項「学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力がある

にもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない」の規程に基づいて、日本学生支援機構が説明を行っているからである。

返済困難者の証言以外に日本学生支援機構の説明を根拠づけるものとして、下記の2つの資料がある。

- 1) 文部科学省ホームページに掲載されている日本弁護士連合会の「『学生への経済的支援の在り方について（中間まとめ）』について」という文書（2014年2月3日）のなかに下記の記述がある。

「なお、近時、機構が、返済期限未到来の奨学金について期限の利益を失わせて繰上げ一括請求をし、これに多額の延滞金を付加して請求するケースが増えている。これについて日本学生支援機構法施行令5条は、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められる場合にかかる一括請求を認めているところ、実際には、支払い能力がないと思われるケースでも、このような繰上げ一括請求がなされていることが少なくない。これにつき、機構は、督促しても連絡がない場合は支払能力があると認識する旨説明しているが、乱暴という外はない。延滞金にも関わるこのような不当な運用は止めるべきである」

- 2) 2014年4月9日に行われた「衆議院文部科学委員会議事録」のなかの宮本岳志・衆議院議員による質疑と政府参考人の吉田大輔（文部科学省高等教育局長）の答弁に、日本学生支援機構の対応をあらわす記録がある。

○宮本委員 ゼひ万全を期していただきたいと思うんです。

私は、去る三月十九日も、当委員会で、日本学生支援機構の奨学金の機関保証を一手に引き受ける日本国際教育支援協会という公益財団法人を取り上げました。

資料一を見ていただきたい。支援機構と支援協会は同じビルの一階と四階、入り口にはこうして二つ名前が並んでおります。日本学生支援機構との間で人事交流も密接な連携も行われている、そういう法人であります。

前回私が質問で取り上げて危惧していたとおりの当事者が、私を訪ねてこられました。資料二を見てください、二枚目です。その日本国際教育支援協会からこの人に送られてきた代位弁済通知（一括弁済請求書）であります。保証委託約款第九条に基づき、あなたが機構から貸与を受けた奨学金の残債務につい

て、協会が機構に対して代位弁済を履行したことと通知するとあります。

代位弁済日は昨年末の十二月二十七日、請求額は、元金三百五万二千円、延滞金三万六千四百五十八円、合計三百八万八千四百五十八円となっております。利子がないのは無利子奨学金だったからであります。これを二月二十五日に送りつけてきて、三月二十五日までに支払え、こうなっております。

まず、これは局長に確認しますが、日本学生支援機構においては、この例でいうと、昨年十二月二十七日に支援協会から一括代位弁済を受けたことによって、元金はもちろん延滞金まで一〇〇%返還済みとなっておりますね。

○吉田政府参考人 日本国際教育支援協会が代位弁済を行いました場合には、日本学生支援機構が持っております債権でございます元金、利息並びに延滞金、それを含めた保証債務全体について代位弁済がなされたという形になります。

○宮本委員 では、この人の事例を紹介したいと思うんです。

二十五歳のこの若者は、二〇〇八年四月に私立大学に入学、二〇一二年三月に卒業するまで、月額六万四千円の無利子奨学金を借り入れました。卒業の六ヵ月後から返還開始、月額一万七千円で十五年間、総額三百五万円を返還する計画がありました。ところが、大学卒業後もバイト生活で収入は月額十四万から十七万円、全く返済できずに放置しておりました。年収は間違いなく三百万円以下なので、受けようと思えば十分返還猶予が受けられたはずであります。

最初は機構から郵便物で督促があり、なるほど、確かに返還猶予の手続についても書いてありました。しかし、受けるためには役所に行って書類をそろえる必要があり、バイトに追われる毎日では午後五時までに役所に行くこともできず、連絡もしませんでした。滞納三ヵ月目の昨年一、二月ごろからどんどん電話がかかり始めたが、もう機構からではなく、日立キャピタル債権回収という会社から毎日のようにかかってきました。しかし、怖くて電話に出なかった。その後もかかってきたが放置したら、昨年末には知らない間に支援協会から代位弁済がされ、ことし二月に協会から三百八万余りの請求書が届いた。この間、二〇一二年十月の返還開始からわずか一年四ヵ月であります。

三月十九日の質疑で、高等教育局長は私に、連絡がつかなかつた方に連絡がつく状態になって、そこで延滞状態が存在することになつても、過去に返還猶予に該当する事情があれば、後から所得証明書などを提出することによって、過去にさかのぼって奨学金の返還期限を猶予する、証明された期間における延滞金は解消されると答弁をされました。

この若者は間違いなくこの一年半、年収三百万円以下で、猶予基準を満たしていたはずでありますけれども、この若者を今から救うことはできるんですか。

○吉田政府参考人 この事案は日本国際教育支援協会が代位弁済をしたものでございます。代位弁済を行いますと、今後は、返還者と日本国際教育支援協会

との間で債権債務関係が出てくるということになります。

委員がお示しされましたこの代位弁済通知の中にも記載をしてございますけれども、一括請求という形にはなっておりますが、「一括にてお支払いできない場合は、返済方法についてご相談に応じます」、こういうことも書いてございます。

この件につきましては、日本国際教育支援協会が持っておりますホームページの中でも記載がございまして、「個別に作成する長期分割返済計画に基づいて返済いただきます。」ということでございますので、そこは返還者の経済的な事情というものに配慮できるような、そういった仕組みもとっているところでございます。

○宮本委員 政府は、借りたものは返すのが当然、こうおっしゃるわけですけれども、返還が滞った若者は、それが重々わかっているからこそ、申しわけないという気持ちから電話に出られない、こういうこともありますか。わからぬいと思いますが。

ちなみに、高等教育局長、この若者が連絡がとれなかつた昨年三月三十一日からことし一月三十一日までどこにいたか、おわかりになりますか。わからぬいと思いますが。

○吉田政府参考人 存じ上げません。

○宮本委員 直接お伺いいたしましたが、海上自衛隊であります。海上自衛官として舞鶴で勤務をしておりました。この間の収入も、入隊一年目でありますから間違いなく年収三百万円に満たないわけであります。返還猶予の期限を五年から十年に延ばすとあなた方は言うけれども、この若者の事例などは、本来なら十分猶予が受けられていたものを、一日たりとも猶予を受けることなく、三百八万円もの一括請求を突きつけられております。

それもこれも、前回指摘したとおり、機構と連絡がとれないというだけで、本人の経済状況もわからないまま、支払い能力があるとみなして全額一括請求するという、機構法施行令五条四項の適用を行っているからだと思うんです。そうではありませんか。

○吉田政府参考人 御指摘のように、連絡がとれないということが一つございまして、これは先般も御答弁申し上げましたけれども、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項に基づいて請求を行ったということでございます。

この支払い能力の有無の確認は、収入の状況など返還者側からの情報提供がない限りは、機構側ではこれは判断できない事情でございます。この事例の場合には連絡ができたのではなかろうかというようなことも推察されますけれども、機構側からの再三の督促にかかわらず何の情報提供もないという場合について、それをそのまま放置するということになると、委員御承知のとおり、

返還者からの返還金を次の奨学生への貸与の原資としている奨学金事業の健全性にかかわる事業ということでございますので、そういう観点から、連絡がとれなかった者に対しましては全額の返還請求を行っているところでございます。

5 三宅勝久氏が書かれた文章が「研究成果」であることへの疑問

「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」第2条(1)は「研究活動上の不正行為とは、発表された研究成果（ディスカッションペーパーや学会等での口頭発表を含む。）に関する行為のうち、次の各号に掲げる故意又は研究者としてわきまえるべき 基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）並びにその他の研究活動上の不適切な行為をいう」とし、「盗用」については「他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を 当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」と定義されている。

三宅氏の著作は、ジャーナリストとしての取材に基づいて事実を報道したものであり、記載されているデータも公表されたものに基づいており、研究者として分析や解析に基づくものではないと考える。その点で、研究活動上の不正行為（からの保護）の対象となるのかどうかについても疑問を感じざるを得ない。



■ 延滞した場合について ■

■ 延滞した場合 ■

● 電話による督促について

本機構では、返還金を延滞すると、本人、連帯保証人、保証人等に対して、文書と同時に電話でも督促を行うこととしております。

電話による督促は、

?@ 本機構職員の他に、業務を委託した債権回収会社からも行う場合があります。

?A 電話をする時間帯は、平日、休日共に9時～21時です。

?B 本人の勤務先に電話する場合もありますので、お含みおきください。

● 延滞金について

約束の返還期日までに返還されないと、次のように延滞金が加算されます。

第一種奨学金 «無利息»	約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞額の5%が加算されます。
第二種奨学金 (きぼう21プラン) «利息付き»	約束の返還期日を過ぎると、滞納となった割賦元金に対し、年10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が加算されます。

● 連帯保証人・保証人への請求

延滞すると、連帯保証人や保証人へ請求書が送付されることになります。 ご迷惑をかけないように注意してください。

■ 長期間延滞した場合 ■

長期間延滞が続りますと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置をとることになります。

1	支払督促予告	長期にわたり延滞し、督促しても返還しない場合は、本機構の顧問弁護士名で履行期限を指定した支払督促の予告をします。
2	支払督促申立	支払督促予告の指定期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。
3	仮執行宣言付支払督促申立	支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。
4	強制執行	仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きをとります。

«!!注意!!»

・支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。

- 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息（第二種奨学金のみ）、最後に元金の順になります。

*** お願い ***

皆様方からの返還金は次の奨学生の奨学金として貸与する仕組みをご理解いただき、
延滞されないようお願いします。

返還困難な事情が生じた場合は、早めに日本学生支援機構にお問い合わせ・ご相談ください。

Nihon Gakusei Shien Kiko All rights reserved.



返還完了まで大切に保管し、
利用してください。

重 要

第二種奨学金

返還のてびき

平成19年度(2007年)



(5) 割賦金

借用金額に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息を返還回数で除した額を上乗せした額が割賦金となります。

なお、併用返還の場合は借用金額を二分し、月賦分・半年賦分の借用金額で割賦金を算出します。

※「据置期間利息」

据置期間中に賦課される利息のことです。

ア 月賦返還の場合

借用期間終了の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息

例) 借用期間終了2008年3月 初回返還期日2008年10月27日の場合

据置期間 2008年4月1日～2008年9月27日

イ 半年賦返還の場合（併用返還のうち）

借用期間終了の翌月から初回返還期日の6ヶ月前の月の27日までの利息

例) 借用期間終了2008年3月 半年賦初回返還期日2009年1月27日の場合

据置期間 2008年4月1日～2008年7月27日

(6) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(7) 返還金の充当順位

返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息、元金の順となります。

JASSO 年報

平成 22 年度

はばたく翼、ささえる掌
Catching Dreams - You! Supporting Hands - JASSO!



(2) 損益計算書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
経常費用	
業務費	
学資金貸与業務費	83,649,091,830
留学生学資金支給業務費	12,324,430,612
留学生寄宿舎運営業務費	1,185,134,818
留学試験業務費	582,090,341
日本語予備教育業務費	798,008,642
留学生交流推進業務費	554,339,393
研修・情報提供業務費	324,318,028
修学環境等調査研究業務費	110,200,241
高等学校等奨学生事業移管業務費	<u>27,044,217,000</u>
一般管理費	126,571,830,905
財務費用	2,583,177,029
支払利息	<u>2,098,370</u>
経常費用合計	129,157,106,304
(4) 経常収益	
運営費交付金収益	17,348,284,846
② 学資金利息	<u>23,287,982,142</u>
③ 延滞金収入	3,712,973,717
留学生宿舎収入	1,049,031,272
日本語学校収入	364,194,014
日本留学試験検定料収入	412,535,267
その他事業収入	296,909,660
受託収入	
政府受託収入	10,438,888
その他受託収入	<u>716,475,890</u>
補助金等収益	726,914,778
高等学校等奨学生事業交付金収益	27,044,217,000
国庫補助金収益	3,552,643,143
政府補給金収益	<u>13,532,217,634</u>
財源措置予定額収益	44,129,077,777
寄附金収益	40,332,967,818
資産見返負債戻入	161,823,296
資産見返運営費交付金戻入	353,953,666
資産見返補助金等戻入	70,342,783
資産見返寄附金戻入	<u>1,468,536</u>
財務収益	425,764,985
受取利息	58,112,346
有価証券利息	<u>218,061,828</u>
経常収益合計	<u>132,524,633,746</u>
経常利益	
臨時損失	
国庫納付金	7,204,908
臨時利益	
固定資産売却益	49,910,000
当期純利益	<u>3,410,232,534</u>
当期総利益	3,410,232,534

平成 22 事業年度

事 業 報 告 書

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人 日本学生支援機構

II. 事業の説明

1. 財源構造

機構の経常収益は132,525百万円で、その内訳は、運営費交付金収益17,348百万円（収益の13.1%）、学資金利息等自己収入29,562百万円（22.3%）、受託収入727百万円（0.6%）、補助金等収益44,129百万円（33.3%）、財源措置予定額収益40,333百万円（30.4%）等となっている。

これを事業別に区分すると、奨学生貸与事業では、運営費交付金収益 5,398 百万円（4.1%）、貸付金利息等自己収入 27,291 百万円（20.6%）、補助金等収益 40,576 百万円（30.6%）、財源措置予定額収益 40,333 百万円（30.4%）等である。

留学生支援事業では、運営費交付金収益 8,847 百万円（6.7%）、補助金等収益 3,541 百万円（2.7%）、受託収入 716 百万円（0.5%）、留学生宿舎収入等自己収入 2,094 百万円（1.6%）等である。学生生活支援事業では、運営費交付金収益 384 百万円（0.3%）、受託収入 10 百万円（0.0%）等となっている。

また、日本学生支援機構法第19条第1項に基づき、奨学生貸与事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入を行い（1,176,467百万円、期末残高6,398,178百万円）、日本学生支援債券を発行している（160,000百万円、期末残高407,000百万円）。

2. 財務データ及び業務実績と関連付けた事業説明

（1）奨学生貸与事業

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学生の貸与を行っている。平成22年度においては、引き続き学生の多様なニーズに対応した奨学生制度の充実や奨学生に関する情報提供の充実等の更なるサービスの向上に努めるとともに、返還困難者を対象とした減額返還制度の創設や延滞者に対する督促の強化等により返還金の回収促進に努めた。

事業の財源は、第一種奨学生事業については、一般会計借入金（70,314百万円）及び奨学生からの返還金（182,376百万円）となっており、第二種奨学生事業については、財政融資資金借入金（724,000百万円）、日本学生支援債券（160,000百万円）及び奨学生からの返還金等（△124,874百万円）となっている。

事業に要する費用の財源は、運営費交付金収益（5,398百万円）、延滞金収入（3,713百万円）等の自己収入等となっている。

事業に要する費用としては、学資金貸与業務に係る費用8,007百万円等となっている。

JASSO 年報

平成 22 年度

はばたく翼、ささえる掌
Catching Dreams - You! Supporting Hands - JASSO!



第9章 予算及び決算

(3) キャッシュ・フロー計算書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 4,655,205,543
学資金の貸付による支出	△ 1,012,060,444,124
短期借入金の返済による支出	△ 2,109,767,000,000
債券の償還による支出	△ 187,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 574,044,000,000
借入利息の支払額	△ 33,023,148,609
債券利息の支払額	△ 3,516,517,587
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 27,044,217,000
その他の業務支出	△ 21,995,112,689
運営費交付金収入	17,839,196,000
政府交付金収入	27,044,217,000
学資金の回収による収入	456,926,506,503
短期借入金による収入	2,109,767,000,000
債券の発行による収入	159,780,942,255
長期借入れによる収入	1,176,467,129,000
学資金利息の受取額	23,233,798,068
延滞金収入	3,712,973,717
留学生宿舎収入	1,049,031,272
日本語学校収入	364,194,014
日本留学試験検定料収入	412,535,267
その他の事業収入	1,125,786,199
受託収入	726,914,778
国庫補助金収入	8,275,808,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 5,152,641
政府補給金収入	15,450,520,000
寄附金収入	268,412,494
小計	29,334,166,374
その他利息の受取額	268,628,426
その他利息の支払額	△ 2,276,113,618
業務活動によるキャッシュ・フロー	27,326,681,182
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	5,054,749
有価証券の取得による支出	△ 7,656,959,750
有価証券の償還による収入	1,500,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 106,946,066
有形固定資産の売却による収入	146,410,000
無形固定資産の取得による支出	△ 1,198,951,603
施設整備費補助金収入	28,557,680
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,282,834,990
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
その他借入金の返済による支出	△ 104,205,100
リース債務の返済による支出	△ 256,492,986
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 360,698,086
IV 資金に係る換算差額	—
V 資金増加額	19,683,148,106
VI 資金期首残高	79,654,878,862
VII 資金期末残高	99,338,026,968

キャッシュ・フロー計算書注記

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

	現金及び預金	99,338,026,968 円
	資金期末残高	99,338,026,968 円
(2) 重要な非資金取引		
ファイナンス・リースによる資産の取得	1,617,047,712 円	
学資金免除	30,539,686,204 円	
一般会計からの借入金免除	30,476,882,615 円	

平成 22 事業 年度

事 業 報 告 書

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人 日本学生支援機構

(参考) 債権回収業者による回収状況

平成 22 年度における回収委託 (早期化分)

(平成 23 年 3 月末現在)

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
55,731 件	2,906,785 千円	29,391 件 (52.7%)	1,676,929 千円 (57.7%)	1,882 件 (3.4%)	31,273 件 (56.1%)

委託時延滞 3 年以上 8 年未満の回収委託 (平成 21 年 11 月～平成 23 年 2 月実施分)

(平成 23 年 3 月末現在)

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
23,042 件	14,329,577 千円	9,159 件 (39.7%)	1,891,499 千円 (13.2%)	764 件 (3.3%)	9,923 件 (43.1%)

委託時延滞 4 年以上 8 年以下の回収委託 (平成 22 年 10 月～平成 24 年 1 月実施分)

(平成 23 年 3 月末現在)

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
9,065 件	6,374,235 千円	3,502 件 (38.6%)	523,266 千円 (8.2%)	237 件 (2.6%)	3,739 件 (41.2%)

(ク) 延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限定して個人信用情報機関への個人情報の登録を実施することとし、平成 20 年 11 月に全国銀行個人信用情報センターに加盟した。個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることへの注意を喚起するとともに返還期限猶予の制度を周知することによって、登録の回避ひいては延滞の解消を促進させた。平成 22 年 4 月から対象となる延滞者の情報について個人信用情報機関への登録を開始し、平成 23 年 3 月までに、文書送付や架電によっても猶予の願出がなく延滞が 3 ヶ月以上になったまま解消しない 4,469 件の情報を登録した。

個人信用情報機関の活用状況

年度	登録件数
平成 22 年度	4,469

(ケ) 平成 21 年 10 月に開設した民間委託によるコールセンターを円滑に運営し、返還に関する電話相談への対応業務について、応答率の一層の改善を図った。 (平成 22 年度応答率 84.8% (応答数 677,846 件、着信数 799,681 件))

エ 返還意識の涵養のための措置

(ア) 卒業を控えた奨学生に対して、返還の重要性・返還に伴う諸手続きについて説明するため大学等に返還説明会の開催を依頼している。このうち、293 校に対して職員を派遣し、その充実を図った。

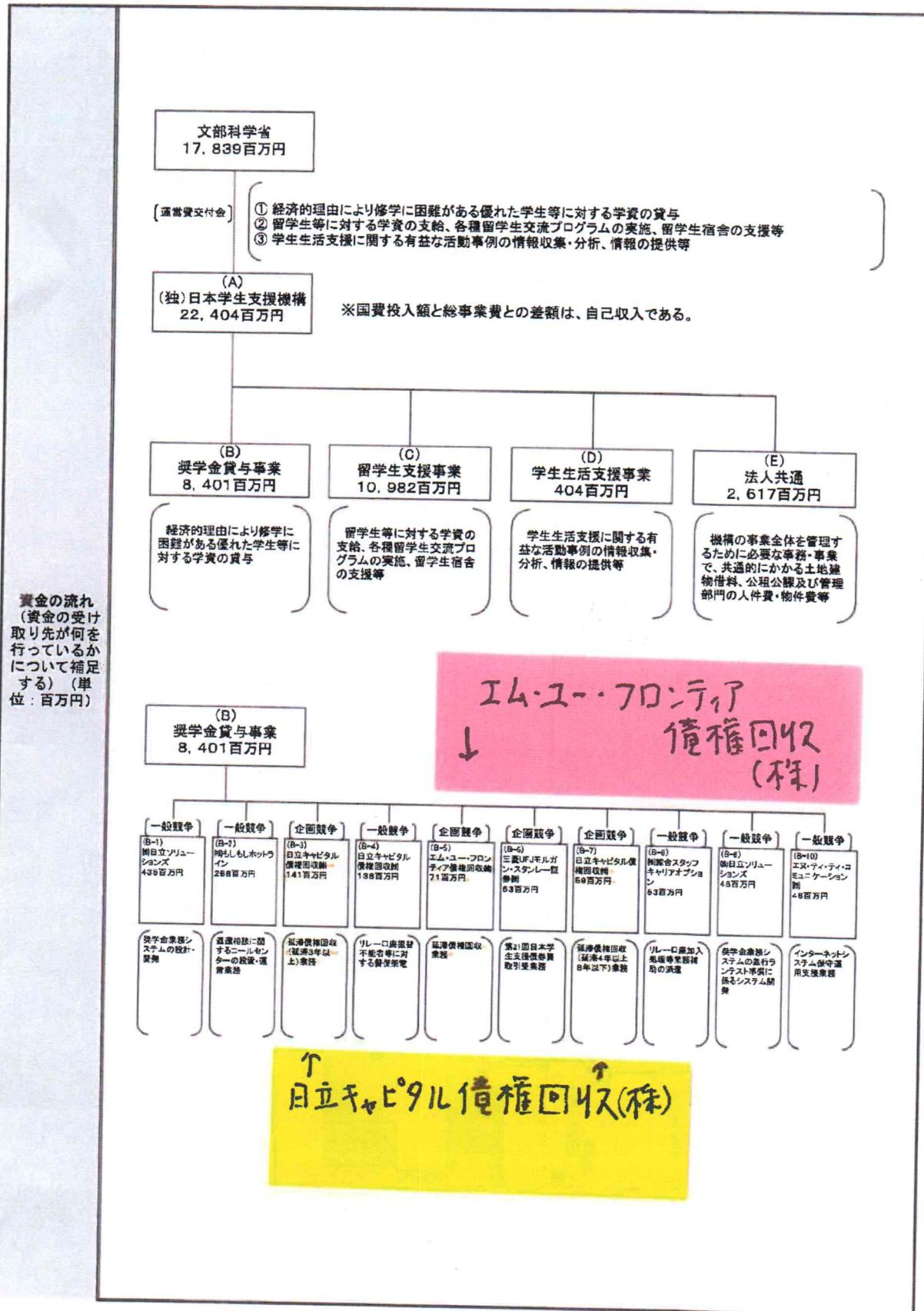
(イ) 新たに、新規卒業者で平成 22 年度から返還を開始する者に対して、出身学校長と機構理事長の連名の文書「日本学生支援機構奨学金の返還開始のお知らせ」を機構より発

事業番号

0181

平成23年行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	独立行政法人日本学生支援機構 運営費交付金に必要な経費		担当部局	高等教育局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度		担当課室	学生・留学生課		学生・留学生課長 松尾 泰樹	
会計区分	一般会計		施策名	V-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 X III-1 國際交流の推進			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年6月18日法律第94号)		関係する計画、 通知等	「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定) 「留学生30万人計画」骨子 (平成20年7月29日文部科学省ほか関係省庁)			
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程度 以内)	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に貢献とともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	① 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ② 留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舎の支援等 ③ 学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算 19,289	18,282	17,839	15,755	16,002	
		補正予算 -	7,891	-	-		
		繰越し等 -	-	-	-		
		計 19,289	26,172	17,839	15,755	16,002	
		執行額 19,289	26,172	17,839			
	執行率(%) 100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	独立行政法人評価委員会による業務の実績に関する評価(S~Fの5段階評価)		成果実績 S~F	A=52	A=37 B=4	A=44 B=2	-
			達成度	S~Fの5段階評価			
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	奨学金貸与人員		活動実績 (当初見込 み)	万人 111	118	123	
	私費外国人留学生学習奨励費給付人数		活動実績 (当初見込 み)	人 13,078	27,974	12,831	(11,550)(11,406)
	学生支援業務関連研修		活動実績 (当初見込 み)	回 17	29	21	(21)(13)
単位当たり コスト	(円/)		算出根拠	※運営費交付金において複数の事業を実施しており、各事業毎、横断的かつ複雑に関連しているため、単位当たりのコストを求めるることは駄目である。			
平成 2 3 ・ 2 4 年度予 算内 訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金	7,400百万円	6,984百万円	※業務運営の効率化等による減及び東日本大震災の復興に関連した留学生支援事業の充実等による増			
	政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金	8,355百万円	9,018百万円	【うち東日本大震災復興関連事業 要求額999百万円】			
計	15,755百万円	16,002百万円					



資料4

(独)日本学生支援機構(JASSO) 奨学金貸与事業の概要



高等教育局学生・留学生課
平成24年5月

○ 奨学金事業の組織体制

- 独立行政法人制度下、機構の組織・体制の強化に制約がある中で近年、事業規模が増加している状況にある。

	16年度（独法化）	23年度	対比
貸付規模	6,820億円	1兆781億円	1.6倍
残高（前年度末）	3兆3,812億円	6兆7,576億円	2.0倍
役職員数	549人	498人	△9%

このような厳しい組織・体制のもとで、延滞債権が増加しているため、機構においては、平成21年度より外部委託による債権回収を本格的に実施している。

○ 外部委託の費用対効果

- 延滞債権の回収にかかる外部委託の実施状況（※回収コストは回収金1000円当たりのコスト）

	21年度	22年度	23年度
新規延滞者 (延滞4~8月)	委託手数料	4百万円	⑨ 104百万円
	回収金額	77百万円	⑧ 1,677百万円
	回収コスト	52円	62円
既延滞者	委託手数料	218百万円	201百万円
	回収金額	2,023百万円	1,888百万円
	回収コスト	108円	106円

(注1) 上記金額は有利子及び無利子奨学金の合計額である。

(注2) 21年度の新規延滞者分にかかる外部委託は、10月以降の新規返還者で年度内に延滞が4月以上発生している債権が対象。

JASSO年報

平成 26 年 度

はばたく翼、ささえる掌

Catching Dreams-You ! Supporting Hands-JASSO !



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

3 損益計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：円)

区分	金額
経常費用	
業務費	
学資金貸与業務費	82,345,307,633
留学生学資金支給業務費	11,781,024,461
留学生寄宿舎運営業務費	761,969,447
留学試験業務費	447,806,844
日本語予備教育業務費	671,303,913
留学生交流推進業務費	551,562,071
研修・情報提供業務費	186,575,833
修学環境等調査研究業務費	156,364,369
高等学校等奨学金事業移管業務費	8,078,857,000
	104,980,771,571
一般管理費	
経常収益合計	2,308,094,893
	107,288,866,464
(13) 経常収益	
運営費交付金収益	12,627,293,821
(10) 学資金利息	37,804,001,828
(11) 延滞金収入	4,068,193,322
留学生宿舎収入	677,366,605
日本語学校収入	328,030,839
日本留学試験検定料収入	339,647,428
その他事業収入	285,207,797
受託収入	6,302,434
補助金等収益	
高等学校等奨学金事業交付金収益	8,078,857,000
国庫補助金収益	6,531,360,754
政府補給金収益	4,060,379,247
財源措置予定額収益	18,670,597,001
寄附金収益	36,179,609,004
資産見返負債戻入	574,814,947
資産見返運営費交付金戻入	490,219,421
資産見返施設費戻入	796,680
資産見返補助金等戻入	315,566,549
資産見返寄附金戻入	1,467,305
財務収益	808,049,955
受取利息	36,137,951
有価証券利息	291,598,947
経常費用合計	327,736,898
	112,696,851,879
経常利益	5,407,985,415
臨時損失	
固定資産除却損	1,884,740
当期純利益	5,406,100,675
当期総利益	5,406,100,675

資料4

(独)日本学生支援機構(JASSO) 奨学金貸与事業の概要

30/59



高等教育局学生・留学生課
平成24年5月

奨学金貸与事業の概要(平成24年度予算)



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

(独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成24年度予算

貸与人員：133万9千人(6万7千人増)

事業費総額：1兆1,263億円(482億円増)

貸与人員の増

◇ 無利子奨学金 2万5千人増 [※1] ◇ 有利子奨学金 4万2千人増 [※2]

※1 新規増 1万5千人(うち被災者枠6千5百人)、前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人

※2 前年度までの新規増分の進級に伴う増等

「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設

◇ 低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」※を新設。

※ 本制度により貸与を受けた本人が、失業・低所得等の場合(原則年収300万円以下)の返還猶予期限(現行5年間)の撤廃

区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	38万3千人(2万5千人増)	95万6千人(4万2千人増)
事業費	2,767億円(171億円増)	8,496億円(311億円増)
うち	一般会計 復興特会 財政融資資金	一般会計・復興特会(政府貸付金) 796億円(90億円増) 【うち復興特会 38億円】 財政融資資金 8,383億円(695億円増)
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 - 高校成績が3.5以上(1年生) - 大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	以下の①～③のいずれかを満たす学生 ①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
家計	- 955万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 - 300万円以下 【所得連動返済型】	1,207万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	- 卒業後20年以内 - 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3% (在学中は無利子) 学生が選択(平成24年4月現在) 利率見直し方式 (5年毎) 0.40% 利率固定方式 1.22%

財政制度等審議会 財政投融資分科会
説明資料

独立行政法人日本学生支援機構

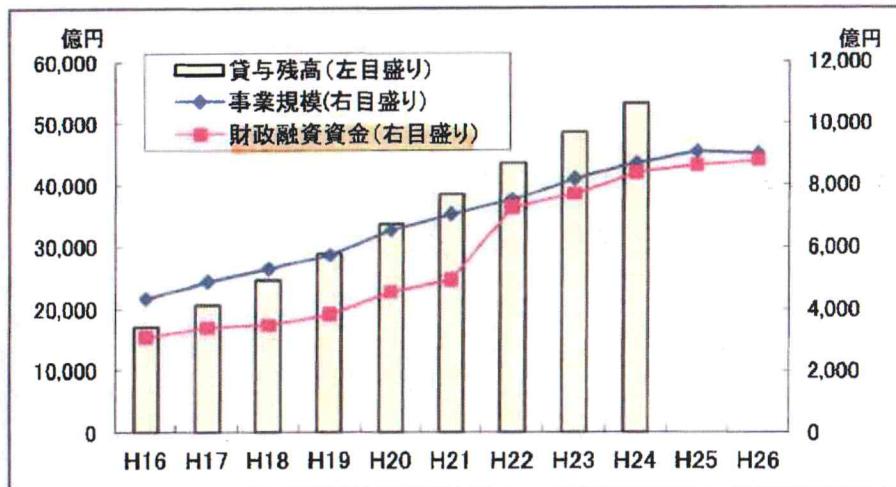
平成 25 年 10 月 23 日
財務省理財局

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

[平成 26 年度要求の概要]

区分	26 年度 要求額(A)	25 年度 計画額(B)	増減(△)額 (=A-B)
事業規模	8,995	9,070	△75
財政投融資①	8,770	8,605	165
財政融資	8,770	8,605	165
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等②	225	465	△240
財投機関債	1,800	1,800	—
再計 (①+②)	8,995	9,070	△75

(参考) 有利子奨学金の事業規模・貸与残高・財投の推移



(注) 事業規模、財投規模については、H25 までは当初予算、H26 は要求額。貸与残高については実績額。

[編成上の論点]

論点 1

<貸与資金の回収状況について>

有利子奨学金事業については、事業規模及び財投規模とともに増加傾向が続いていること、同事業の充実と健全性を確保するためには貸与資金を確実に回収していくことが求められる。

文部科学省及び機関において、貸与資金の回収強化の取組を進めているが、要因分析、要因ごとの対応策といった新たな工夫が必要ではないか。

論点 2

<延滞状況の改善の進まない学校名の公表について>

延滞状況の改善が進まない学校名の公表について、検討の進捗と今後の見通しはどうなっているのか。

編成上の論点

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

要求の内容	論点
<p>〈有利子奨学金事業〉</p> <p>1. 貸付金の回収については、償還確実性を担保するため、</p> <ul style="list-style-type: none">① 返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）② 返還者等の相談に対応するコールセンターの運営③ 返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用④ 初期延滞債権等の全面的な回収業務委託⑤ 法的措置の早期化（延滞 12か月→9か月）⑥ 住所調査の徹底⑦ 延滞者の多重債務化防止のための個人信用情報機関の活用等、返還金を確実に確保するための回収業務体制について適切な整備に努めている。 <p>2. 第2期中期計画（平成21年4月～26年3月）</p> <p>○返還金の回収強化</p> <p>返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、以下の返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。</p>	<p>論点1 貸与資金の回収状況について</p> <p>有利子奨学金事業については、事業規模及び財投規模ともに増加傾向が続いている。同事業の充実と健全性を確保するためには貸与資金を確実に回収していくことが求められる。</p> <p>文部科学省及び機関において、貸与資金の回収強化の取組を進めているが、要因分析、要因ごとの対応策といった新たな工夫が必要ではないか。</p> <p>【論点に対する考え方】</p> <p>1. 近年、有利子奨学金の事業規模の増加に伴い、延滞債権も増加しており、これまで財政投融資分科会、理財局実地監査など外部から貸与資金の回収強化の必要性が指摘されている。</p> <p>こうした指摘を受けた文部科学省及び機関では、業務の民間委託の一層の推進など貸与資金の回収強化の取組を進めている。</p> <p>2. 足下の貸与資金の回収率や延滞債権比率を見ると、緩やかながらも好転の兆しが窺える。これは、隨時導入された回収強化策が一定程度奏功したということが考えられる。</p> <p>3. 一方で、機関に対する財政融資資金の貸付残高は年々増加し、24年度末現在では約4.5兆円に上っている。財政融資資金の償還確実性の確保を図る観点から、文部科学省及び機関においては、回収努力を厳格に継続していくことが求められ、これまで行ってこなかった体系的な延滞の要因分析とそれを受けた対応策、また次の論点2にあるよう</p>

編成上の論点

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

要求の内容	論点																																																							
	<p>な学校名の公表など、更なる回収強化の取組が必要であると考えられる。</p> <p>(回収率とリスク管理債権)</p> <p>(単位：億円)</p> <table><thead><tr><th></th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>要回収額</td><td>1,858</td><td>2,177</td><td>2,494</td><td>2,849</td></tr><tr><td>回収額</td><td>1,583</td><td>1,859</td><td>2,136</td><td>2,444</td></tr><tr><td>回収率</td><td>85.2%</td><td>85.4%</td><td>85.6%</td><td>85.8%</td></tr></tbody></table> <p>(単位：億円)</p> <table><thead><tr><th></th><th>21年度末</th><th>22年度末</th><th>23年度末</th><th>24年度末</th></tr></thead><tbody><tr><td>総貸付残高</td><td>38,529</td><td>43,499</td><td>48,456</td><td>53,048</td></tr><tr><td>破綻先債権</td><td>71</td><td>77</td><td>82</td><td>86</td></tr><tr><td>3月以上延滞債権</td><td>1,439</td><td>1,524</td><td>1,578</td><td>1,657</td></tr><tr><td>小計(延滞債権額) (比率)</td><td>1,509 (3.9%)</td><td>1,601 (3.7%)</td><td>1,660 (3.4%)</td><td>1,743 (3.3%)</td></tr><tr><td>返還猶予債権</td><td>583</td><td>924</td><td>1,242</td><td>1,498</td></tr><tr><td>合計(リスク管理債権) (比率)</td><td>2,092 (5.4%)</td><td>2,525 (5.8%)</td><td>2,902 (6.0%)</td><td>3,241 (6.1%)</td></tr></tbody></table>		21年度	22年度	23年度	24年度	要回収額	1,858	2,177	2,494	2,849	回収額	1,583	1,859	2,136	2,444	回収率	85.2%	85.4%	85.6%	85.8%		21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	総貸付残高	38,529	43,499	48,456	53,048	破綻先債権	71	77	82	86	3月以上延滞債権	1,439	1,524	1,578	1,657	小計(延滞債権額) (比率)	1,509 (3.9%)	1,601 (3.7%)	1,660 (3.4%)	1,743 (3.3%)	返還猶予債権	583	924	1,242	1,498	合計(リスク管理債権) (比率)	2,092 (5.4%)	2,525 (5.8%)	2,902 (6.0%)	3,241 (6.1%)
	21年度	22年度	23年度	24年度																																																				
要回収額	1,858	2,177	2,494	2,849																																																				
回収額	1,583	1,859	2,136	2,444																																																				
回収率	85.2%	85.4%	85.6%	85.8%																																																				
	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末																																																				
総貸付残高	38,529	43,499	48,456	53,048																																																				
破綻先債権	71	77	82	86																																																				
3月以上延滞債権	1,439	1,524	1,578	1,657																																																				
小計(延滞債権額) (比率)	1,509 (3.9%)	1,601 (3.7%)	1,660 (3.4%)	1,743 (3.3%)																																																				
返還猶予債権	583	924	1,242	1,498																																																				
合計(リスク管理債権) (比率)	2,092 (5.4%)	2,525 (5.8%)	2,902 (6.0%)	3,241 (6.1%)																																																				

平成26事業年度

決 算 報 告 書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

独立行政法人日本学生支援機構

平成26事業年度 決算報告書

独立行政法人日本学生支援機構

収入	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B)-(A)	備考
借入金等		1,524,191,835,000	1,445,003,499,000	△ 79,188,336,000	民間借入金の減等
運営費交付金		14,029,475,000	14,029,475,000	0	
高等学校等奨学金市業交付金		8,078,857,000	8,078,857,000	0	
国庫補助金		14,221,265,000	14,252,145,000	30,880,000	
育英資金返還免除等補助金		5,707,029,000	5,707,029,000	0	
大学改革推進等補助金		0	19,000,000	19,000,000	
留学生父兄支援事業費補助金		8,514,236,000	8,514,236,000	0	
奨学生業務システム開発費補助金		0	11,880,000	11,880,000	平成26年度補正予算による措置
受託収入		11,280,800	6,302,434	△ 4,978,366	
寄附金収入		2,940,811,000	576,419,287	△ 2,364,391,713	寄附金事業執行額の減
貸付金収入		625,619,658,000	657,185,841,387	31,568,183,387	当年度分の回収金の増
貸付金利息等		37,063,814,000	38,068,266,184	1,004,452,184	貸付金利息の増等
政府補助金		12,275,093,000	790,548,000	△ 11,484,545,000	支払利息の減
事業収入		874,087,000	1,005,397,444	131,310,444	留学生宿舎収入の増等
雑収入		3,814,012,000	1,753,746,303	960,734,303	延滞金収入の増等
計		2,243,120,187,800	2,183,750,497,039	△ 59,369,690,761	

支出	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A)-(B)	備考
奨学生貸与事業費		1,174,476,099,000	1,080,514,101,500	93,961,997,500	学資金貸付額の減
一般管理費		2,284,675,000	2,246,289,843	38,385,157	
うち、人件費（管理系）		1,106,091,000	1,066,171,918	39,919,082	
物販費		1,178,584,000	1,180,117,925	△ 1,533,925	
業務経費		15,693,722,000	15,376,664,441	317,057,559	貸与事業業務経費の減等
貸与事業を除く事業費		9,732,546,000	9,615,267,894	117,278,106	物販費の減等
うち、人件費（事業系）		3,196,838,000	3,186,837,915	10,000,085	
物販費		6,535,708,000	6,428,429,879	107,279,021	文部科学省私費外国人留学生奨励費の減等
貸与事業業務経費		5,961,176,000	5,761,396,547	199,779,453	貸与事業業務の効率化による減等
特殊経費		739,177,000	687,098,966	52,078,034	給与特例法等に準ずる給与削減による減等
高等学校等奨学生事業移管業務費		8,078,857,000	8,078,857,000	0	
借入金等償還		1,024,074,000,000	1,034,553,394,000	△ 10,479,394,000	民間借入金償還額の減等
借入金等利息償還		51,264,582,000	36,998,241,146	14,366,340,854	財政融資資金借入金利息の減等
大学改革推進等補助金経費		0	18,531,840	△ 18,531,840	
留学生交流支援事業費補助金経費		8,514,236,000	6,500,948,914	2,013,287,086	事業経費の減
奨学生業務システム開発費補助金経費		0	11,880,000	△ 11,880,000	平成26年度補正予算による増
受託経費		11,280,800	6,302,434	4,978,366	
寄附金市業費		2,940,811,000	576,419,287	2,364,391,713	寄附金事業執行額の減
計		2,298,077,439,800	2,185,468,729,371	102,608,710,429	

(注) 损益計算書の計上金額と決算金額の集計区分の相違の概要

- (1) 損益計算書に計上されている留学生学資金支給業務費、留学生寄宿舎運営業務費、留学試験業務費、日本語予備教育業務費
留学生父兄支援業務費、研修・情報提供業務費、修学環境等調査研究業務費は、決算報告書上、貸与事業業務経費に含め
て表示されている。
- (2) 損益計算書に計上されている学資金貸り業務費は、決算報告書上、貸与事業業務経費に含めて表示されている。
- (3) 損益計算書に計上されている延滞金収入、日本留学試験検定料収入およびその他事業収入は、決算報告書上、雑収入に含めて表示
されている。
- (4) 損益計算書に計上されている留学生宿舎収入および日本語学校収入は、決算報告書上、事業収入に含めて表示されている。

JASSO年報

平成 26 年度

はばたく翼、ささえる掌
Catching Dreams-You ! Supporting Hands-JASSO !



4 キャッシュ・フロー計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 4,321,809,517
学資金の貸付による支出	△ 1,080,700,388,831
短期借入金の返済による支出	△ 3,832,075,000,000
債券の償還による支出	△ 180,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 854,553,394,000
借入利息の支払額	△ 35,430,506,600
債券利息の支払額	△ 741,810,196
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 8,078,857,000
その他の業務支出	△ 20,008,283,005
運営費交付金収入	14,029,475,000
政府交付金収入	8,078,857,000
学資金の回収による収入	657,408,979,227
短期借入れによる収入	3,832,075,000,000
債券の発行による収入	179,754,933,674
長期借入れによる収入	1,265,003,499,000
学資金利息の受取額	37,811,839,769
延滞金収入	4,068,193,322
留学生宿舎収入	701,446,902
日本語学校収入	316,864,165
日本留学試験検定料収入	370,871,687
その他の事業収入	464,302,362
国庫補助金収入	14,240,265,000
政府補給金収入	790,548,000
寄附金収入	2,563,264,101
小計	1,768,290,060
その他利息の受取額	317,124,171
その他利息の支払額	△ 725,924,350
国庫納付金の支払額	△ 1,871,171,067
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 511,681,186
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 60,000,000,000
有価証券の償還による収入	56,024,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 86,356,647
無形固定資産の取得による支出	△ 438,227,134
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,500,583,781
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 589,484,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 589,484,039
IV 資金に係る換算差額	-
V 資金減少額	△ 5,601,749,006
VI 資金期首残高	126,926,797,901
VII 資金期末残高	121,325,048,895

キャッシュ・フロー計算書注記

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	121,325,048,895 円
資金期末残高	121,325,048,895 円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	1,254,314,081 円
学資金免除	30,913,901,998 円
一般会計からの借入金免除	31,624,952,513 円
特別会計からの借入金免除	6,214,000 円
計	63,799,382,592 円

事業番号

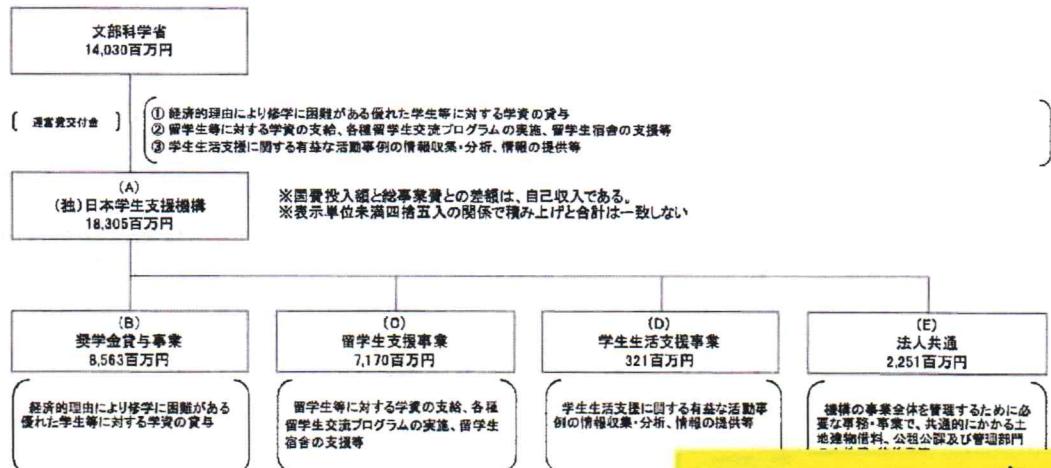
0150

平成27年度行政事業レビューシート(文部科学省)

事業名	独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費			担当部局庁	高等教育局		作成責任者	
事業開始年度	平成16年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	学生・留学生課		学生・留学生課長 渡辺 正実	
会計区分	一般会計			政策・施策名	政策目標5：奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1：意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 施策目標13：豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標13-1：国際交流の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年6月18日法律第94号)			関係する計画、通知等	「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定) 「留学生30万人計画」骨子 (平成20年7月29日文部科学省ほか関係省庁)			
主要政策・施策	観光立国、子ども・若者育成支援、障害者施策、少子化社会対策、男女共同参画、ODA			主要経費	文教及び科学振興			
事業の目的 (自指す姿を簡潔に。3行程度以内)	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	① 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ② 留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舎の支援等 ③ 学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等							
実施方法	交付							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	当初予算	15,118.6	13,921.7	14,029.5	12,868.6	16,458.5		
	補正予算	▲316.3	-	-	-			
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
	予備費等	-	-	-	-			
	計	14,802.4	13,921.7	14,029.5	12,868.6	16,458.5		
	執行額	14,802.4	13,921.7	14,029.5				
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	/	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	独立行政法人通則法に基づく主務大臣による業務実績の評価結果のうち、標準評価以上の評価を受けた項目の割合とする。 ※平成24、25年度については、独立行政法人評価委員会の年度評価結果で標準評価以上の評価を受けた項目の割合とする。	標準評価(B評価)以上の評価を受けた項目の割合。 ※平成24、25年度については、標準評価(A評価)以上の評価を受けた項目の割合。	成果実績	%	93	96	96	
			目標値	%	80	80	80	80
			達成度	%	116.3%	120%	120%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input checked="" type="checkbox"/> チェック								
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		/	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	奨学金貸与人員		活動実績	万人	132	134	134	
			当初見込み	万人	134	144	141	134
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		/	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	文部科学省外国人留学生学習奨励費給付人数		活動実績	人	12,155	11,301	8,982	
			当初見込み	人	10,632	10,100	7,785	7,070

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

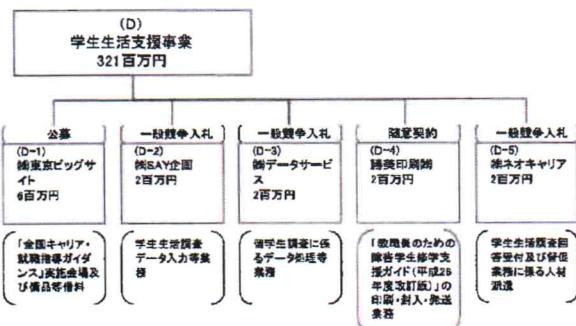
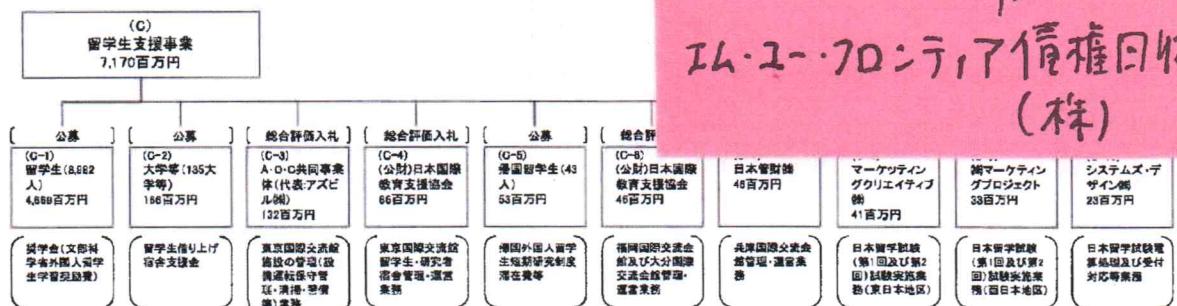
なお、金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。



**日立キャピタル債権回収
(祥)**



**エム・ユー・フロントニア債権回収
(祥)**



**資金の流れ
(資金の受け取り
り先が何を行つ
て補足する)**
(単位：百万
円)

質問第五四号

奨学金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十一日

山本太郎

参議院議長 山崎正昭 殿

奨学金に関する質問主意書

一 奨学金の返還猶予期限が五年に制限されている点について

日本学生支援機構の奨学金返還猶予は、経済的困難を理由とする場合、給与所得者については、本人年収が三百万円以下であれば五年間のみ認められている。しかし、猶予期間の五年間が過ぎれば、本人年収の額にかかわらず返還を請求される。

これでは、五年間の猶予期間後に本人年収が三百万円以下であっても、奨学金の返還が請求される。昨今の雇用状況の悪化は、とりわけ若年層の非正規雇用化を増加させており、低賃金が長期化していることは明らかである。この状況では、奨学金返還困難者、さらには延滞者が増加することは確実である。こうしたなかで猶予期間を五年間としていることには合理的な理由はないと考えるが、その理由を示されたい。

また、昨今の雇用状況を考えれば奨学金返還猶予期間を限定するよりも、本人年収（例えば年収三百万円）を返還猶予の基準とすることの方が合理性をもつと考えるが、本人年収基準を採用しない理由を示されたい。

二 延滞金発生以後の奨学金返還の充当順序について

日本学生支援機構の奨学金返還において延滞金が発生した場合、それ以後の返還は延滞金、利息、元本の順に充当される。このことが返還者にとって元本を減らすことを困難にし、奨学金返還の長期化を招いている。延滞金と利息は、貸付を行つてゐる金融機関や回収を行つてゐる債権回収会社に流れしており、これから的学生への奨学金の原資とはなつていない。

日本学生支援機構からは学生に対して「返還金がこれからの学生の奨学金の原資となる」と説明がなされているが、それならば充当順序は元本から開始すべきである。元本から開始せず、延滞金と利息を優先するのは、債権回収会社や金融機関の利益を優先していると見なされてもおかしくない。「返還金がこれから的学生の奨学金の原資となる」と説明されているにもかかわらず、延滞金発生後の奨学金返還が、延滞金、利息、元本の順となつてゐるのはなぜか、政府の見解を示されたい。

三 延滞金について

日本学生支援機構の奨学金において延滞が発生した場合、元本に対して年率十パーセントもの延滞金が発生する。この延滞金の存在が返還者の多くを窮地に追い込んでいる事例が、日本弁護士連合会が二〇一

三年二月一日に行つた「全国一斉奨学金返済問題ホットライン」や新聞などの報道によつて、数多く報告されている。三か月以上の延滞者の八十三・四パーセントが年収三百万以下であるというデータからも明らかのように、奨学金の延滞は、延滞者の怠慢ではなく延滞者の貧困に主たる原因があることは明らかである。この状況において返還者に延滞金を課すことは、返還へのインセンティブを高めるのではなく、經濟的に困っている返還者をより一層追い込むことになつてしまふ。

二〇一三年八月に文部科学省から、延滞金の利率を年率十パーセントから年率五パーセントへ引き下げる概算要求が出されたことは、この延滞金の過酷さを認識したものと解釈できるが、これだけでは返還者の困難を根本的に解決することにはならない。奨学金の延滞が延滞者の怠慢ではなく延滞者の貧困に主たる原因があることが明らかである現在において、延滞金を課す理由を示されたい。

四 日立キャピタル債権回収株式会社とエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社による回収について

(16) 二〇一二年度、奨学金の延滞債権回収業務を受託した日立キャピタル債権回収株式会社は二十一億九千五百四十五万三千八十一円を回収し、一億七千八百二十六万円を売り上げ、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社は二十億三千九百二十七万九千四百七十五円を回収し、一億三千四百七十一万円を売り上

げている。

奨学金の延滞の主たる原因が延滞者の貧困にあり、年利十パーセントの延滞金が奨学金返還者にとつて大きな負担となつてゐる現状において、前述の両社に多額の利益が発生していることは、奨学金事業の公共的性格とは齟齬をきたすと思われるが、この点について政府の見解を明らかにされたい。

また、両社が利益追求の観点から強引な回収を行う危険性が危惧されるが、回収の実態について政府の承知するところを示されたい。

右質問する。



資料1 日本弁護士連合会提出資料その1(「学生への経済的支援の在り方について(中間まとめ)」について)

「学生への経済的支援の在り方について(中間まとめ)」について

2014年(平成26年)2月3日
日本弁護士連合会

1 貸与型支援の在り方(無利子奨学金の拡充)について

「学生への経済的支援の在り方について(中間まとめ)」(以下「中間まとめ」という。)が貸与型奨学金について無利子奨学金を原則とし、その拡充に取り組むべきだと指摘したこと、及びこれを受け、2014年度政府予算案で無利子奨学金の事業予算が拡大したことを積極的に評価したい。

他方で、無利子奨学金の家計基準が厳格化されたことは大変残念である。無利子奨学金事業の財源としての政府貸付金を増額させる、民間資金の活用については国による利子補給を積極的に行うことなどにより、基準を厳格化することなく、無利子奨学金の更なる拡充を目指すべきである。

2 返還者の経済状況に応じた返還方法について

(1) 延滞金の付加率の見直しについて

「中間まとめ」が延滞金付加率の引下げ等の必要性を指摘したことを受けて、2014年度政府予算案で、延滞金付加率を年10%から5%に引き下げることが予定されていることを前向きに捉えたい。

しかし、その対象は平成26年4月以降に生じる延滞金から適用するとされており、現在、延滞金の負担に苦しんでいる人は対象とされていない。延滞金付加率の引下げは、現在生じている延滞金も対象にすべきである。

そもそも、延滞金は、返済ができるにもかかわらず返済をしないことに対するペナルティとしての性格があるところ、延滞者の多くが所得が低く、非正規雇用の割合が多いことなどに照らせば、返したくても返せないのが実情であり、これに延滞金を付加することには正当性がない。延滞金の付加は、将来に向けて止めるべきである。

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、現在、延滞金の減免をほとんど認めていない。しかし、延滞金の減免に関する施行細則2条1項(1)、業務方法書19条2項ただし書き、「要返還者、連帯保証人又は保証人の責に帰することができない事由により延滞金が生じて、延滞金を請求することが適当でないと機構が認定した場合」には、「真にやむを得ない事由」があるとして、延滞金を減免できる旨定めており、これを柔軟に適用することも可能なはずである。また、従前、機構は、元金相当額を返済した場合に、延滞金の減免を柔軟に認める運用をしていた。また、返済金を元金、利息、延滞金の順に充当することも制度上不可能ではないはずである。延滞金廃止までの間は、このような既存の制度と運用の改善により、延滞金の負担を可能な限り減らすべきである。

なお、近時、機構が、返済期限未到来の奨学金について期限の利益を失わせて繰上げ一括請求をし、これに多額の延滞金を付加して請求するケースが増えている。これについて日本学生支援機構法施行令5条は、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠つたと認められる場合にかかる一括請求を認めているところ、実際には、支払い能力がないと思われるケースでも、このような繰上げ一括請求がなされていることが少なくない。これにつき、機構は、督促しても連絡がない場合は支払能力があると認識する旨説明しているが、乱暴という外はない。延滞金にも関わるこのような不当な運用は止めるべきである。

(2) 真に困窮している返還者に対する救済措置の拡充

「中間まとめ」が、真に困窮している返還者に対する救済措置拡充の重要性を指摘したことを見極めたい。

機構の奨学金の返還に苦しむ人の多くは、できるはずのない無理な返済を強いられ、追い詰められている。その深刻な事実を直視し、返還困難者の実情に合った十分な救済制度を「早急に」整備すべきである。

特に以下の対策を進めていただきたい。

<1> 利用者等が無理な返済を強いられる事のないよう、各種救済手段の適用条件を抜本的に見直し、かつ緩和すること

「中間まとめ」の指摘を受け、2014年度の政府予算案では、返金期限猶予制度等の適用基準の緩和が目指されているが、制度の改善が減額返還制度や返還期限猶予制度など一部制度の限定的な改善に止まることのないよう、返還困難者の実情に合った十分な救済制度の実現に向け、具体的かつ継続的な取組を、スピード感を持って行うべきである。制度設計にあたっては、返還困難者の実情をよく調査して正しく認識し、仮にも「真に困窮している」を限定的に捉えて無理な返済を強いることのないようにすべきである。

<2> 救済制度の期間制限は撤廃すること

「中間まとめ」を受け、2014年度の政府予算案では、返済期限の猶予制度の利用制限年数を5年から10年に延長することなどが目指されている。しかし、例えば経済的困難を理由として猶予を認める場合などに、利用年数の制限を求めるのは不合理である。かかる期間制限は撤廃すべきである。

<3> 救済制度の不当な運用上の利用制限を止め、運用基準を全て公表すること

返還困難者に対する現在の制度内救済制度は、利用条件が極めて厳しく、現状に適合しないだけでなく、様々な運用によってその利用が不当に制限されている。

延滞を解消しない限り救済制度が利用できない、返還免除の申請は、病気等の回復の見込みがないことを確認するためとの理由で、何年か猶予の申請を続けなければ免除の申請用紙すら交付しない、病気を理由に半額免除を受けた場合は、残額について同様の病気を理由とする猶予は認めないと、多くの不当な制限がなされていることが報告されている。かかる不当な制限は止めるべきである。

また、運用上の利用制限は、非公表の内部基準に基づいて行われていることがあり、その根拠すら明らかでない場合も多く、利用者が予想外の不利益を被っている。また、同様のケースであるにもかかわらず、全く異なる対応がなされていることも少なくない。このような弊害をなくすため、運用基準とその根拠は全て公表すべきである。

<4> 救済制度についての十分な情報提供と利用の支援

限られた返還困難者に対する救済制度さえ、利用者は知らない場合が多く、また、制度や

手続が非常に複雑なため、その利用は大きく制限されているのが実情である。

救済制度をもれなく利用できるよう、契約時は無論のこと、返還困難や延滞に陥った人に対しても、機構の方から積極的に救済制度についての十分な説明を分かりやすく行うとともに、親切に申請の手助けをするようにすべきである。そのためには、機構の担当者が制度に精通するよう、教育体制と相談体制を早急に充実すべきである。

<5> 改善した救済制度の選択適用

奨学金の返還が困難な人は、多くの場合、様々な生活上の困難を抱え、無理な督促により、更に追い詰められ疲弊していることが多い。その救済は正に喫緊の課題である。救済制度等が改善された場合、返還困難者が等しくその恩恵を受けられるよう、それを現在の返還困難者に対しても選択して適用すべきである。制度の柔軟な運用で対応できる事項については、現在の救済制度を最大限活用すべきである。

<6> 返還困難者からの返済案に柔軟に応じること

返還困難者からの分割返済案に対し、毎月、約定返済月額の2倍以上の返済をしなければ和解に応じないなど、強行な対応に困っているとの相談が多く寄せられている。このような対応を改め、利用者等からの分割返済案には柔軟に応ずるようにすべきである。

(3)「所得連動型奨学金」の導入

「中間まとめ」が、所得に応じた月額の返済方式(経済的難度に応じた免除も含む)(所得連動型返済方式)の導入を指摘していることを積極的に評価したい。

「中間まとめ」も指摘するように、現在、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」と称される機構の制度は、新規の無利子奨学金について、利用者の所得が一定額に達するまで返還を猶予するものに過ぎない(これを「所得連動型」と呼ぶことは誤解を招くので止めるべきである)。

利用時には将来の仕事も収入も分からず、常に返済困難に陥る危険を内包する貸与型奨学金については、所得に応じた月額の返済方式を基本とすべきである。その具体的制度設計に際しては、返済月額を利用者の家計状況に応じた無理のないものにするとともに、有利子の場合における利息負担の軽減、一定期間返済を継続した後の残額の返還免除等もあわせて検討し、利用者が真に利用しやすいものにすべきである。

3 給付的な支援について

「中間まとめ」が、先進諸国ではほとんどの国で給付型奨学金制度が実施されているとして、給付型奨学金を含む給付的な支援の制度設計を行う必要性を指摘したことを評価したい。引き続き、制度の早期実現に向けた具体的検討を期待したい。

なお、2014年度の政府の予算案では、高校生に対する給付型の奨学金の一部導入が予定されているが、高校無償化に所得制限を導入することで浮いた予算を給付型奨学金の財源に充て、教育予算内での配分の問題の域を出でていない。我が国の高等教育への公財政支出の対GDP比は、OECD加盟諸国中最下位であり、OECD平均の半分以下である。しっかりとした予算の裏付けのある給付型奨学金制度を導入し、かつ拡充すべきである。

4 高等教育の無償化について

「中間まとめ」は、我が国が「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」13条2(b)及び(c)の留保を撤回したことに言及し、高等教育の無償化の漸進的導入を目指すことが求められるとしている。

ところが、我が国では、1975年に私立学校助成法が成立した際、経常費に対する補助の割合を「できるだけ速やかに二分の一とするよう求める」ことが国会の付帯決議で採択されたにもかかわらず、政府は削減を続け、1980年度に29.5%であった水準が今日では10.5%にまで落ち込んでいる。

かかる事態に警告を発し、国際公約となった高等教育の無償化の漸進的導入の迅速かつ効果的な達成を、国に対して強く求めていただきたい。

5 個人保証の徴求の禁止

「中間まとめ」では、この問題に全く触れていないが、個人保証の徴求禁止は求めるべきである。

機構の奨学金を利用するには、個人保証か機関保証を選択するが、約半数は、保証料の負担のない個人保証を選択している。個人保証の場合、連帯保証人は原則として親など、保証人はおじ等の親族がなるケースが多い。その結果、本人が返済できない場合に、年を取った親などが年金から無理な返済を続けるというケースを生み出している。また、制度内の救済手段が極めて不充分なことから、返済ができない利用者は最終的には自己破産等の法的債務整理手続を取らざるを得ないことが多いが、保証人である親や親族に迷惑をかけたくないとして、自己破産に踏み切れないケースが多くある。

現在、個人保証を制限しようという民法改正の動きがあるが、その趣旨は奨学金にも当てはまる。加えて、奨学金では、借入額が大きくなること、返済期間が長期にわたること、貸付時に利用者本人と保証人の返済能力が審査されて貸付がなされるわけではなく、むしろ限られた収入の場合に貸付がなされること、学生の将来の仕事や収入は借入時には予期できず、今日、安定した仕事に就けないリスクは飛躍的に拡大していることなどに照らせば、個人保証の徴求は、保証人に過度の負担を課すものである。また、親などが保証人になるのを求めるることは、最終的には、教育費の負担を親に課すことになり、教育費を社会全体で負担すべきとの理念にも反する。

したがって、個人保証の徴求は止めるべきである。

それまでの間は、運用によって保証人への無理な請求をしないようにするとともに、保証人への督促、保証人からの回収を制限するガイドラインの策定を急ぐべきである。

6 専門職大学院(法科大学院)の奨学金に関して留意すべき点

専門職大学院である法科大学院の学生に対する経済的支援の在り方を検討するにあたつては、特に下記の点について留意いただきたい。

(1) 「給付的支援に関する検討における、奨学金等の目的・ターゲット層に応じた制度改善」について

現在、法科大学院在学中の成績や活動内容を理由として免除される機構の第一種奨学金免除制度について、法科大学院修了後、実務家になった後の活動等を理由として免除できる仕組みを加えてゆくべきである。

今回の「中間まとめ」も含め、これまでの奨学金に関する議論では、(ア)入学時(入口)等での経済的困難性の有無、(イ)在学中(中間)での学業が優秀か否か、といった点だけが議論されているが、法科大学院のような専門職大学院では、学生が卒業後に特定の職業に就くこ

とが当初から想定されていることから、(ウ)卒業後(出口)での仕事の内容による免除の有無が想定しやすいし、奨学金の目的設定の一つとしてそのような制度設計が試みられるべきである。

例えば、弁護士過疎地(女性ゼロワンを含む)や事件過疎的な公的部門を担う事務所(アメリカでの公設事務所のようなパブリックな事務所や法テラス等)に就職した場合に免除する等の制度設計が考えられる。同様の制度設計は、教職大学院(過疎地赴任者に対する免除等)、医学部(過疎地医療従事者に対する免除等)、会計大学院(公的NGO等に対する会計業務に従事する者に対する免除等)等、卒業後特定の職業に就くことが想定される他の専門職大学院等でも検討可能である。

(2) 法曹養成過程が長期にわたることに関する配慮

日本では、基本的に、大学の学部(4年)、専門職大学院(法科大学院)(2~3年)、司法修習(1年。現時点では貸与制)という7~8年の非常に長期の法曹養成過程を経なければ法曹になることができず、貸与型の奨学金を利用した場合に極めて高額な貸与金を負うことになる。このように法曹養成過程が長期にわたることに対して十分配慮し、負担が加重になることがないように、この分野での更なる奨学金の充実や貸与制から給費制への再移行等を積極的に検討する必要がある。

7 最後に

学びを支え、その人の人生を支えるためのものであるはずの奨学金が、奨学金とは名ばかりの「学資ローン」と化し、その後の人生の大きな負担となってその人を苦しめ、気力や体力を奪い、人生の選択肢を奪い、人としての誇りや尊厳までをも奪い取っている。

るべき学生への経済的支援、るべき奨学金制度の改善とその道程を考えるためにには、今、現場で何が起こっているのかを正しく知る必要がある。当連合会がその一助を担うことができるのであれば、当連合会は、そのための協力を惜しまない。

真に学びと成長を支える奨学金制度の実現に向け、貴検討会の更なる尽力を期待する。

以上

お問合せ先

高等教育局学生・留学生課

(高等教育局学生・留学生課)

-- 登録: 平成26年02月 --

衆議院

The House of Representatives, Japan [メインへスキップ](#)

[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ

サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [会議録](#) > [文部科学委員会](#) >

第186回国会 文部科学委員会 第11号（平成26年4月9日（水曜日））

第11号 平成26年4月9日（水曜日）

[会議録本文へ](#)

平成二十六年四月九日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長 小渕 優子君

理事 中根 一幸君 理事 丹羽 秀樹君

理事 萩生田光一君 理事 山本ともひろ君

理事 義家 弘介君 理事 笠 浩史君

理事 鈴木 望君 理事 稲津 久君

青山 周平君 池田 佳隆君

小此木八郎君 大野敬太郎君

神山 佐市君 菅野さちこ君

木内 均君 工藤 彰三君

熊田 裕通君 小島 敏文君

小林 茂樹君 桜井 宏君

新開 裕司君 田畠 裕明君

富岡 勉君 永岡 桂子君

野中 厚君 藤井比早之君

宮内 秀樹君 宮川 典子君

菊田真紀子君 細野 豪志君

吉田 泉君 遠藤 敬君

椎木 保君 三宅 博君

中野 洋昌君 柏倉 祐司君

井出 庸生君 宮本 岳志君

青木 愛君 吉川 元君

山口 壯君

文部科学大臣 下村 博文君

内閣府副大臣 後藤田正純君

文部科学副大臣 櫻田 義孝君

文部科学副大臣 西川 京子君

文部科学大臣政務官 富岡 勉君

政府参考人

(内閣府宇宙戦略室審議官) 中村 雅人君

政府参考人

(文部科学省生涯学習政策局長) 清木 孝悦君

政府参考人

(文部科学省初等中等教育局長) 前川 喜平君

政府参考人

(文部科学省高等教育局長) 吉田 大輔君

政府参考人

(文部科学省科学技術・学術政策局長) 川上 伸昭君

政府参考人

(文部科学省研究振興局長) 小松親次郎君

政府参考人

(文部科学省研究開発局長) 田中 敏君

政府参考人

(文化庁次長) 河村 潤子君

政府参考人

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 高橋 泰三君

参考人

(独立行政法人理化学研究所理事長) 野依 良治君

参考人

(独立行政法人理化学研究所理事)

坪井 裕君

参考人

(東京電力株式会社代表執行役副社長)

石崎 芳行君

委員の異動

四月九日

辞任 補欠選任

馳 浩君 田畠 裕明君

比嘉奈津美君 藤井比早之君

宮内 秀樹君 大野敬太郎君

同日

辞任 補欠選任

大野敬太郎君 宮内 秀樹君

田畠 裕明君 馳 浩君

藤井比早之君 小島 敏文君

同日

辞任 補欠選任

小島 敏文君 比嘉奈津美君

四月七日

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願（河野正美君紹介）（第五三八号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第五九四号）

同（佐々木憲昭君紹介）（第六三〇号）

教育予算の増額、教育費の無償化、保護者負担軽減、教育条件の改善に関する請願（河野正美君紹介）（第五三九号）

学校司書の法制化に関する請願（岸本周平君紹介）（第五四〇号）

同（小宮山泰子君紹介）（第五五〇号）

同（吉川元君紹介）（第五六三号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第五九五号）

同（小川淳也君紹介）（第六三二号）

同（佐々木憲昭君紹介）（第六三三号）

教育費負担の大幅な軽減、安全な学校施設を求めるに関する請願（宮本岳志君紹介）（第五六二号）

団碁を学校教育導入等に関する請願（國重徹君紹介）（第五九三号）

学費の負担軽減、高等教育予算増額を求めるに関する請願（佐々木憲昭君紹介）（第六三一号）

- は本委員会に付託された。
-

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

文部科学行政の基本施策に関する件

[このページのトップに戻る](#)



○小渕委員長 これより会議を開きます。

この際、下村文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。下村文部科学大臣。

○下村国務大臣 当委員会における二月二十一日の菊田真紀子委員の御質問及び三月二十六日の宮本岳志委員の御質問に対する答弁において、教科書検定基準において規定する「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解」に関し、村山内閣総理大臣談話は閣議決定されていない旨の発言をしましたが、同談話は、平成七年八月十五日に閣議決定の上、発表されたものでした。

ここにさきの発言を訂正し、おわび申し上げます。



○小渕委員長 文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として独立行政法人理化学研究所理事長野依良治君、独立行政法人理化学研究所理事坪井裕君及び東京電力株式会社代表執行役副社長石崎芳行君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府宇宙戦略室審議官中村雅人君、文部科学省初等中等教育局長前川喜平君、高等教育局長吉田大輔君、科学技術・学術政策局長川上伸昭君、研究振興局長小松親次郎君、研究開発局長田中敏君、文化庁次長河村潤子君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長高橋泰三君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小渕委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小渕委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笠浩史君。

○笠委員 おはようございます。民主党の笠浩史でございます。

こう述べております。

このような歴史教育をどのようにお進めになるおつもりですか。

○下村国務大臣 先ほど申し上げましたように、河野談話そのものは閣議決定されておりません。しかし、質問主意書の答弁で、河野談話を受け継いでいる旨を閣議決定をしているということを申し上げました。

この内容は、検定基準上の閣議決定等により示された政府の統一的見解に該当するということでございます。

○宮本委員 私がこの村山談話と河野談話という二つの文書が政府の統一的な見解であるかどうかを聞いてきたのは、これは歴史認識にかかわる重大問題だからであります。

なお、そのことと政府の統一的見解に基づいた記述を教科書に書かせるという問題とは別問題であります。そんなことをしたら、教科書は政府の広報誌になってしまふと言わなければなりません。

例えば、安倍内閣は、四月十一日にも、原発を重要なベースロード電源などと位置づけたエネルギー基本計画を閣議決定しようとしておられます。原発をめぐっては、どの世論調査をとっても再稼働反対が多数を占めております。それを、政府が閣議決定したから教科書に書けというようなことは、とんでもないことだと言わなければなりません。

旭川学力テスト事件最高裁判決は、「教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、」「教授の具体的な内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならない」とし、「政党政治の下で多数決原理によつてされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によつて左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によつて支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」と判示しております。

まさに多数決原理で決まつてくる閣議決定などを一律に教育に強制するようなことは絶対にあってはならないことを、厳しく指摘しておきたいと思うんです。

さて、ここで一問だけ、次のテーマを聞いておきたいと思います。

昨夜、南極地域観測隊第五十四次越冬隊と第五十五次夏隊の帰国歓迎会が開催されました。大臣もお見えであります。

今回の航海では、南極観測船「しらせ」が南極海で座礁するという観測史上初めての事故がありました。この修理には一定の予算が必要です。「しらせ」は自衛隊の艦船でありますけれども、この修理費用については文部科学省が手当てをする必要がございます。

昨日会場でも申し上げましたけれども、この予算の確保には万全を期していただけますね。

○下村国務大臣 昨日は宮本委員にも出席をしていただきまして、ありがとうございました。

私は日本部長でもございますので、この修理についても責任を持って万全たる体制をとりたいと思います。

○宮本委員 ぜひ万全を期していただきたいと思うんです。

私は、去る三月十九日も、当委員会で、日本学生支援機構の奨学金の機関保証を一手に引き受ける日本国際教育支援協会という公益財団法人を取り上げました。

資料一を見ていただきたい。支援機構と支援協会は同じビルの一階と四階、入り口にはこうして二つ名前が並んでおります。日本学生支援機構との間で人事交流も密接な連携も行われている、そういう法人であります。

前回私が質問で取り上げて危惧していたとおりの当事者が、私を訪ねてこられました。資料二を見てください、二枚目です。その日本国際教育支援協会からこの人に送られてきた代位弁済通知（一括弁済請求書）であります。保証委託約款第九条に基づき、あなたが機構から貸与を受けた奨学金の残債務について、協会が機構に対して代位弁済を履行したこと通知するとあります。

代位弁済日は昨年末の十二月二十七日、請求額は、元金三百五万二千円、延滞金三万六千四百五十八円、合計三百八万八千四百五十八円となっております。利子がないのは無利子奨学金だったからであります。これを二月二十五日に送りつけてきて、三月二十五日までに支払え、こうなっております。

まず、これは局長に確認しますが、日本学生支援機構においては、この例でいうと、昨年十二月二十七日に支援協会から一括代位弁

済を受けたことによって、元金はもちろん延滞金まで100%返還済みとなっております。

○吉田政府参考人 日本国際教育支援協会が代位弁済を行いました場合には、日本学生支援機構が持っております債権でございます元金、利息並びに延滞金、それを含めた保証債務全体について代位弁済がなされたという形になります。

○宮本委員 では、この人の事例を紹介したいと思うんです。

二十五歳のこの若者は、二〇〇八年四月に私立大学に入学、二〇一二年三月に卒業するまで、月額六万四千円の無利子奨学金を借り入れました。卒業の六ヶ月後から返還開始、月額一万七千円で十五年間、総額三百五万円を返還する計画がありました。ところが、大学卒業後もバイト生活で収入は月額十四万から十七万円、全く返済できずに放置しておりました。年収は間違いなく三百万円以下なので、受けようと思えば十分返還猶予が受けられたはずであります。

最初は機構から郵便物で督促があり、なるほど、確かに返還猶予の手続について書いてありました。しかし、受けるためには役所に行って書類をそろえる必要があり、バイトに追われる毎日では午後五時までに役所に行くこともできず、連絡もしませんでした。滞納三ヶ月目の昨年一、二月ごろからどんどん電話がかかり始めたが、もう機構からではなく、日立キャピタル債権回収という会社から毎日のようにかかってきました。しかし、怖くて電話に出なかった。その後もかかってきたが放置したら、昨年末には知らない間に支援協会から代位弁済がされ、ことし二月に協会から三百八万余りの請求書が届いた。この間、二〇一二年十月の返還開始からわずか一年四ヶ月であります。

三月十九日の質疑で、高等教育局長は私に、連絡がつかなかつた方に連絡がつく状態になって、そこで延滞状態が存在するということになっても、過去に返還猶予に該当する事情があれば、後から所得証明書などを提出することによって、過去にさかのぼって奨学金の返還期限を猶予する、証明された期間における延滞金は解消されると答弁をされました。

この若者は間違いなくこの一年半、年収三百万円以下で、猶予基準を満たしていたはずでありますけれども、この若者を今から救うことはできるんですか。

○吉田政府参考人 この事案は日本国際教育支援協会が代位弁済をしたものでございます。代位弁済を行いますと、今後は、返還者と日本国際教育支援協会との間で債権債務関係が出てくるということになります。

委員がお示しされましたこの代位弁済通知の中にも記載をしてございますけれども、一括請求という形にはなっておりませんが、「一括にてお支払いできない場合は、返済方法についてご相談に応じます」、こういうことも書いてございます。

この件につきましては、日本国際教育支援協会が持っておりますホームページの中でも記載がございまして、「個別に作成する長期分割返済計画に基づいて返済いただきます。」ということでございますので、そこは返還者の経済的な事情というものに配慮できるような、そういった仕組みもとっているところでございます。

○宮本委員 政府は、借りたものは返すのが当然、こうおっしゃるわけですけれども、返還が滞った若者は、それが重々わかっているからこそ、申しわけないという気持ちから電話に出られない、こういうことも間々あるわけなんです。

ちなみに、高等教育局長、この若者が連絡がとれなかつた昨年三月三十一日からことし一月三十一日までどこにいたか、おわかりになりますか。わからないと思いますが。

○吉田政府参考人 存じ上げません。

○宮本委員 直接お伺いいたしましたが、海上自衛隊であります。海上自衛官として舞鶴で勤務をしておりました。この間の収入も、入隊一年目でありますから間違いなく年収三百万円に満たないわけであります。返還猶予の期限を五年から十年に延ばすとあなた方は言うけれども、この若者の事例などは、本来なら十分猶予が受けられていたものを、一日たりとも猶予を受けることなく、三百八万円もの一括請求を突きつけられております。

それもこれも、前回指摘したとおり、機構と連絡がとれないというだけで、本人の経済状況もわからないまま、支払い能力があるとみなして全額一括請求するという、機構法施行令五条四項の適用を行っているからだと思うんです。そうではありませんか。

○吉田政府参考人 御指摘のように、連絡がとれないということが一つございまして、これは先般も御答弁申し上げましたけれども、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項に基づいて請求を行ったということでございます。

この支払い能力の有無の確認は、収入の状況など返還者側からの情報提供がない限りは、機構側ではこれは判断できない事情でございます。この事例の場合には連絡ができたのではなかろうかというようなことも推察されますけれども、機構側からの再三の督促にかかわらず何の情報提供もないという場合について、それをそのまま放置するということになりますと、委員御承知のとおり、返還者が

らの返還金を次の奨学生への貸与の原資としている奨学金事業の健全性にかかわる事業ということでございますので、そういう観点から、連絡がとれなかった者に対しましては全額の返還請求を行っているところでございます。

○宮本委員 私は放置せよと言っているわけではありません。勝手に代位弁済をして、もう後から動かせないような状況にするなということを申し上げているんですね。

一括請求した後でも、返還猶予が受けられる事情があれば、所得証明を出せば過去にさかのぼって猶予を適用する、弾力的な運用の見直しを行っている、これが平成二十六年度からの皆さん方の改革でありますけれども、この若者の場合は、本人の知らない間に支援協会から一括代位弁済をされてしまって、三百八万円が既に固まってしまいました。返済が始まって一年余り、一年の、一回の猶予すら受けずにこうなっているわけです。こういう事例は実際にこれから激増することが予想されます。

資料三をごらんいただきたい。これは、日本学生支援機構内に設置された機関保証制度検証委員会の二〇一二年度第一回検証委員会に支援協会が提出した説明資料であります。先ほどの若者のもそうでありますけれども、支援協会によって代位弁済がなされると、資料二で示した先ほどの代位弁済通知とともに、アンケート用紙兼分割返済案という用紙が送られてまいります。資料三は、その回答状況の集計を支援協会が行ったものをこの検証委員会に出したものであります。

見ていただきますと、現況は、失業中が一八%、生活困窮が八%、病気療養が二%、生活保護が一%、勤務中となっている千四百二人も、職業集計を見ると、アルバイト、パートが六百二十二人、二七%となっておりますから、結局、五六%の人は失業中あるいは不安定雇用だということになります。収入集計というところをごらんください。収入集計でも、三百万円未満が足し合わせると六八%、約七割を占めております。

この人たちは、本来は機構の返還猶予を受けようと思えば受けられたはずの人たちだと私は思うんですけれども、局長、そうではありますか。

○吉田政府参考人 この数字からだけではなかなか判断できないわけでございますけれども、この中には返還をしていらっしゃる方も入っているんですけれども、それは収入の少ない方でも返還をされている方もいらっしゃいますので、なかなか一概には言えないと思います。

○宮本委員 全く勘違いですよ。もう一度言いますよ。

一括代位弁済されると、代位弁済されたその当事者、この人のところへ請求書、先ほどの一括請求書ですね、協会から請求書と一緒にアンケート用紙兼分割返済案が送られてくる。だから、この母数には返済している人は入っておりません。代位弁済された人ばかり。そして、代位弁済された方々の中の七割は、年収三百万以下だという答えになっている。これは協会が出した資料ですよ。

ということは、きっちと手続をとれば猶予も受けられた方が、それは受けられた方ばかりじゃないかもしれません、受けられた方が多数いらっしゃるんじゃないですかと聞いているんです。

○吉田政府参考人 失礼いたしました。

確かに、この中には猶予が受けられた方も含まれていたかとは思います。

ただ、一括代位弁済をいたしまして、その後、先ほどちょっと申し上げましたように、日本国際教育支援協会との間で、ここにありますように分割返済案ということで、先ほどホームページにもありましたけれども、軽減するためにそういった方途も協会の方ではとっていますので、それを御活用いただければと思います。

○宮本委員 いや、この協会がその後後償する場合に分割返済案の相談に乗っているとか、または、協会に移ってからも猶予ということがあるということは重々わかっているんです。

しかし、先ほどの例でいうと、三百八万がもうどうにもならない額として固まってしまっているということを私は問題にしているんです。今度、猶予期間を、五年を十年に延長したとおっしゃいます。既に五年の猶予期間上限まで使った方も、また新たに五年間の猶予が受けられるということになるんです。

代位弁済されてここのアンケートにカウントされている人たちは、恐らく五年以上猶予を使った人はいらっしゃらないんですよ。今回のプラス五年の恩恵にあずかった人はいないんです。ですから、代位弁済されていなければ新たに五年の猶予期間というものを受けられたはずの方々が、こうして代位弁済されることによって、結局、もうどうにもならなくなっているわけです。

先ほどの、一年四ヶ月で三百八万、一括請求、代位弁済となっている若者でいえば、猶予をまだ一回も受けていないわけですから、猶予を受ければ、延滞どころか、そもそも滞納が生じていないという措置に本来さかのぼって適用されるべき方なんですね。それが全

部代位弁済済み、今さら変えられません、こういうひどい状況になるわけです。

大臣、最後にお伺いしますけれども、これは余りにもひどいと私は思うんですね。同じ建物の中にある一心同体の法人、機構に両者加わった検証委員会を置き、相互の人事交流もやっている、密接な連携もやっている法人なんです。この方々を救うことを検討するのには、私は当たり前のことだと思うんですが、最後に大臣の答弁を求めて、質問を終わります。

○下村国務大臣 確かに、代位弁済通知で一括弁済請求書が来たらびっくりするというふうに思いますが、ただ、今の宮本先生の事例、これはやはり本人にも相当問題があったのではないかと私はやはり聞いていて思いました。

御本人が幾ら怖いといつても、やはり電話が来ているわけですから、それは事情を話せば十分に対応できるだけの体制はとれているわけですね。それをとれていないがためにある意味では最悪の手段をとらざるを得なかつたということについては、やはり借りていた本人がすべきことをしてこなかつたということがあるわけでございます。

それ以外の部分については、相当きめ細かく対応していますから、このような一括弁済で請求書が来るということはないような配慮は十分されているわけであります、それを十分活用しながら対応していただきたいと思います。

○宮本委員 施行令五条四項で、連絡がとれないまま一括請求という事態になった方に対して、連絡がとれないまま代位弁済するということはやめていただきたい。やはり代位弁済すると、もはや後でわかったところで、連絡がとれた場合に、事情がわかつてもどうしようもなくなるわけですから、ぜひこの点は検討していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○小淵委員長 次に、青木愛君。

○青木委員 生活の党の青木でございます。よろしくお願ひいたします。

ことしの二月に、日本原子力研究開発機構、JAEAの東海研究開発センター原子力科学研究所を視察させていただきました。

この施設では、私がこの文科委員会で何度か取り上げさせていただきました核変換技術、高レベル放射性廃棄物の大幅な有害期間の短縮、そして有害度の低減への貢献をし得る核変換技術に関する施設群を見学させていただきました。大井川教授を初めたくさんの方々にいろいろ御指導いただいてまいりましたが、まず気になりましたのは、施設の古さでございました。

鉛ビスマスの流動試験を行っています高温工学特研を見学した際に、その古さが大変気になりお話を伺いましたところ、昭和五十三年の竣工で第三十六年ということでございました。また、その施設に限らず、原子力科学研究所の建物は、古いものでは昭和三十二年に竣工されたものなど、古いものを耐震補強しながら利用し続けているということで、震災でも一部の建物が使用できなくなるなど大変不自由をしているというお話を伺ってまいりました。

何よりも、研究者の方々が安全に、そして安心して研究を続けていただくことが大切であり、研究環境を整えるための適切な予算措置ということが必要だと思いますが、まず御所見をお伺いさせていただきます。

○田中政府参考人 原子力研究開発機構におきましては、各種研究をしてございます。特に核変換技術ということについては先進的な研究を進めてきているというところでございます。

この研究施設につきましては、確かに老朽化ということが進んでいるものもございますけれども、そこは技術の進展に伴いまして必要な措置を適宜やっていくということにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○青木委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

そして、この予算措置に關係をいたしまして、平成二十五年度の補正予算と二十六年度の当初予算におきまして、この核変換技術について例年の予算に比較して格段の措置が図られたというふうに思っております、このたびの政府の対応を高く評価いたしております。

その使途につきましてお伺いをしたいと思います。

二十五年度の補正予算で八億、そして二十六年度の当初予算でも八億、合計十六億ということでございますが、もう少し具体的な内訳をお伺いしたいのと、このADSの最終的な建設予定地も見せていただきました。平成二十七年度以降の検討とされています核変換実験施設の建設費、これの大まかな総工費とその見通しについてお伺いさせていただきます。

○田中政府参考人 先生今御質問いただきました予算の使途でございます。